

会員各位

公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会

会長 山口 嘉彦

死亡労働災害撲滅へ向けた緊急要請について

令和3年6月3日、岐阜労働局において岐阜労働局長から標記緊急要請（別添）をお受けしました。

岐阜県内における死亡労働災害は5月31日現在で10人と、過去最少となった一昨年の死亡者数と同数となり、前年同期の5人と比較して2倍と大幅に増加している状況です。

業種別では、製造業で6人となり昨年の2人と比較して大幅に増加しています。製造業の死亡6人のうち3人は機械へのはさまれ、巻き込まれ災害であり、特に製造業においてはこうした労働災害に対する重点的な対策が必要です。

また、10人の死亡災害のうち、3人は墜落・転落災害であり、高所作業における墜落災害防止対策も引き続き徹底していく必要があります。

被災者の年齢別にみると、60歳以上の方が5人と半数を占めていることから高齢者の特性に配慮した対策も求められるほか、経験年数が1年未満の方が3人いることから雇入れ時の安全衛生教育も大変重要です。

会員各位におかれましては、各種会合、ホームページ、文書送付等あらゆる機会をご活用いただき、緊急要請で求められた以下の事項について、傘下会員に広くご周知いただき労働災害防止に努めていただきますようここに要請させていただきます。

〈取組事項〉

- 1 経営トップが職場パトロールを実施すること。
- 2 「墜落、転落」、「はさまれ、巻き込まれ」防止措置など基本的な安全対策を確実に実施すること。
- 3 機械設備の修理、点検等非定常作業を含めた安全作業マニュアルを確認し、マニュアルに沿った作業の実施を徹底すること。
- 4 労働者が安全に通行できる通路を設定し、整理・整頓・清掃を通じその維持を図ること。
- 5 雇入れ時、作業転換時の労働者に対する安全教育を確実に実施すること。